

議案第 20 号

三宅町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

三宅町介護保険条例（平成12年3月三宅町条例第28号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成29年3月10日提出  
三宅町長 森田 浩司

## 三宅町介護保険条例の一部を改正する条例

三宅町介護保険条例（平成12年3月三宅町条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「平成28年度」を「平成29年度」に改める。

### 附則

この条例は、交付の日から施行する。

三宅町介護保険条例(平成12年条例第28号)新旧対照表

現行	改正後 (案)
<p>(保険料率) 第2条 略</p> <p>2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第1項第1号に該当する者の平成27年度から平成28年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、29,200円とする。</p>	<p>(保険料率) 第2条 略</p> <p>2 所得の少ない第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る第1項第1号に該当する者の平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、29,200円とする。</p>